

令和6年度 文化財に関する事業の実施状況について（第1四半期）

1. 埋蔵文化財試掘・確認調査及び本発掘調査の実施状況について

（1） 試掘・確認調査実施件数：10件（令和6年4月～6月実績）

- ① 南池袋遺跡（南池袋 2-3）確認調査
- ② 巣鴨遺跡（巣鴨 1-2-1）試掘調査
- ③ 雑司が谷遺跡（雑司が谷 3-3-17, 18）試掘調査
- ④ 巣鴨遺跡（巣鴨 3-26-2）試掘調査
- ⑤ 氷川神社裏貝塚（池袋本町 2-28）試掘調査
- ⑥ 氷川神社裏貝塚（池袋本町 2-28）確認調査
- ⑦ 旧感応寺境内遺跡（目白 4-19-17）試掘調査
- ⑧ 池袋東貝塚（池袋本町 3-22）試掘調査
- ⑨ 雑司が谷遺跡（雑司が谷 3-19-6）試掘調査
- ⑩ 染井遺跡（駒込 4-9-27）試掘調査

③雑司が谷遺跡（雑司が谷 3-3-17, 18）試掘調査について

場 所	雑司が谷三丁目 3 番 17, 18 号
原 因	集合住宅建設
調査対象面積	424.05 m ²
現地調査期間	令和6年4月23日・5月23日（2日間）
調査の成果	

雑司が谷遺跡は、江戸時代に栄えた鬼子母神の門前町屋を中心として、古くは旧石器時代から人々の痕跡がみられる遺跡である。

今回の調査では、幕末ごろに作られたと考えられるごみ穴と、そこに捨てられた様々な陶磁器やアサリの殻などの食物のごみが発見されたほか、植物が植わっていた痕跡などを発見した。

こうした遺構や遺物は、調査地点の立地や遺物の年代などから江戸時代に鬼子母神の門前に栄えた料亭や茶屋の痕跡の一部であると考えられるもので、当時この場所で営まれた人々の生活や商売の様子を知る手がかりとなる遺跡が良好な状況で地中に保存されていることが明らかになった。

しかし発見された遺跡は地表から浅い部分に包蔵されており、計

画されている集合住宅の建設工事によって失われてしまう。このため、記録保存を目的とした発掘調査を８月から実施する予定である。

発掘調査では、敷地内の庭や建物の配置など空間利用の状況を復元したり、ゴミ穴に捨てられていた陶磁器や食べ物の残滓から料亭で供されていた料理を推定したりといった成果が得られるものと期待している。

⑧ 池袋東貝塚（池袋本町 3-22）試掘調査について

場 所	池袋本町 3 丁目 2 2 番
原 因	個人住宅建設
調査対象面積	58.58 m ²
現地調査期間	令和 6 年 6 月 1 0 日～1 1 日（2 日間）
調 査 の 成 果	

池袋東貝塚は、縄文時代の貝塚のほか弥生時代の住居址や中世の井戸や道路の遺構などが発見されており、現在に至るまで長く人々が暮らした土地であることが明らかとなっている。

今回の試掘調査では、江戸時代の道が２段階にわたってつくりかえられていた痕跡を発見することができた。古い段階の道は幅 1.8m ほどで両側に深さ約 50 cm の溝をともなっている。新しい段階の道はやや幅が広く路面は固く踏み固められており、繰り返し修復や盛り土が行われた様相が観察できた。

この地域には江戸時代に作成された『池袋村絵図』という史料が伝わっており、今回発見された道は絵図に描かれた周辺状況との比較検討から「新田堀之内之道」の一部であると推定される。今後周辺の調査を進める上で江戸時代の景観を復元する手がかりとなる重要な発見である。

なお、今回建設が予定されている個人住宅の掘削は遺構の包蔵深度には及ばず、遺構は地中に保存されるため本調査は行わないと判断している。

（２）本発掘調査の実施状況：令和 6 年 4 月～6 月実績なし